

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				21	10	9	5	12	11	8	1	0	5	10
愛媛県	松山市	教育委員会事務局 学校教育課	089-948-6590	○	○		○	○	○	○				<a href="http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakkokyoiku/syugakueniyo.html">http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakkokyoiku/syugakueniyo.html</a>
愛媛県	今治市	教育委員会事務局 学校教育課	0898-36-1601	○										<a href="http://www.city.imabari.ehime.jp/">http://www.city.imabari.ehime.jp/</a>
愛媛県	宇和島市	教育総務課	0895-24-1111(内)2708	○	○		○	○	○					<a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp">http://www.city.uwajima.ehime.jp</a>
愛媛県	八幡浜市	教育委員会 学校教育課	0894-22-3111	○	○									<a href="http://www.city.yawatahama.ehime.jp/bunva/kyoiku/">http://www.city.yawatahama.ehime.jp/bunva/kyoiku/</a>
愛媛県	新居浜市	学校教育課	0897-65-1301	○		○	○	○	○					<a href="http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/440.html">http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/440.html</a>
愛媛県	西条市	学校教育課	0897-52-1252	○			○	○				○		<a href="http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokyoiku/gk0048.html">http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokyoiku/gk0048.html</a>
愛媛県	大洲市	大洲市教育委員会事務局 学校教育課	0893-24-1733				○							
愛媛県	伊予市	教育委員会 学校教育課	089-989-9871				○	○						
愛媛県	四国中央市	教育委員会学校教育課	0896-28-6045	○									○	<a href="https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/kyouikuinkai/gkk/shugaku_enzyo.html">https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/kyouikuinkai/gkk/shugaku_enzyo.html</a>
愛媛県	西予市	学校教育課	0894-62-6414			○		○	○					
愛媛県	東温市	教育委員会 学校教育課	089-964-4420				○		○					
愛媛県	上島町	教育委員会 教育課 学校教育係	0897-77-2207		○									
愛媛県	久万高原町	久万高原町教育委員会 学校教育班	0892-21-0139						○				○	
愛媛県	松前町	松前町教育委員会	089-985-4125				○							
愛媛県	砥部町	教育委員会学校教育課	089-962-4820	○	○		○		○					<a href="http://www.town.tobe.ehime.jp/">http://www.town.tobe.ehime.jp/</a>
愛媛県	内子町	内子町教育委員会事務局 学校教育課	0893-44-2124		○								○	
愛媛県	伊方町	教育委員会事務局 学校教育室	0894-38-2660		○								○	
愛媛県	松野町	教育委員会 教育課	0895-42-1118			○		○						
愛媛県	鬼北町	生涯教育課	0895-45-1111				○	○						
愛媛県	愛南町	学校教育課	0895-72-1113	○	○	○	○	○	○					<a href="http://ainan-t.esnet.ed.jp/">http://ainan-t.esnet.ed.jp/</a>
愛媛県	徳山小中学校組合		0895-72-1113	○	○	○	○	○	○					<a href="http://ainan-t.esnet.ed.jp/">http://ainan-t.esnet.ed.jp/</a>

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			予(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	目安額		
	該当団体数	20	19	15	15	16	19	6	6	14	13	8	7	10	13	9	3	0	0	0	5							
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○				○		1.3	課税所得	前々年度	343	具体的な要件を設けていないものではなく、申請者からの申し立て及びその事実を証明する書類に基づき、個別に認定している。例えば、失業により、経済状況が大幅に悪化した場合等	20%未満	
愛媛県	今治市																○					1.3	課税所得	前々年度	271		10%未満	
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	312		15%未満	
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	278	その他に、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる場合がある。	15%未満	
愛媛県	新居浜市	○	○			○																					10%未満	
愛媛県	西条市	○	○		○	○				○	○					○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	330	学校及び民生委員の意見書に基づき、特殊な事情(予期せぬ病気や事故により多額に治療費がかかる等)が教育委員会によって認められる場合。	15%未満	
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○					○		○															15%未満
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○							○	○														15%未満
愛媛県	四国中央市	○	○	○	○	○										○						1.3	その他	前々年度	313		10%未満	
愛媛県	西予市	○																		○								10%未満
愛媛県	東温市	○	○	○	○	○																1.3	給与収入(税引き前)	前年度	300		15%未満	
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												10%未満
愛媛県	久万高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												10%未満
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												10%未満
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○				○	○					○						1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	343		5%未満	
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○					○					○						1.5	給与収入(税引き前)	その他	344		10%未満	
愛媛県	伊方町	○	○	○	○	○										○						1.3	その他	その他	301	・国民年金法第48条及び第50条に基づく国民年金の掛金の減免	15%未満	
愛媛県	松野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	給与収入(税引き前)	当該年度	324		15%未満	
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○										○						1	課税所得	当該年度	184		10%未満	
愛媛県	愛南町	○	○																									10%未満
愛媛県	藤山小中学校組合	○	○																									5%未満

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援
	該当団体数	1	0	5	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	松山市																				
愛媛県	今治市																				
愛媛県	宇和島市					○															
愛媛県	八幡浜市					○															
愛媛県	新居浜市																				
愛媛県	西条市																				
愛媛県	大洲市																				
愛媛県	伊予市																				
愛媛県	四国中央市			○																	
愛媛県	西予市																				
愛媛県	東温市			○																	
愛媛県	上島町																				
愛媛県	久万高原町																				
愛媛県	松前町																				
愛媛県	砥部町					○															
愛媛県	内子町			○																	
愛媛県	伊方町			○																	
愛媛県	松野町	○				○				○											
愛媛県	鬼北町			○																	
愛媛県	愛南町																				
愛媛県	藤山小中学校組合																				

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げている ない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助 基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の 認定基準 に該当する かを確認	イ. 学校 や教育委 員会で家 計等の状 況を個別 判断	ウ. 25年 度に対象 であった 世帯等につ いては、25年8 月以前の 基準を踏 まえて認 定	エ. 特別 な事情の ある世帯 については、別 の生活保護 基準額に 一定の係 数を掛け た基準額 を用いて 認定	オ. その 他	ア. スクー ルソー シャル ワーカー (以下「S SW」)の活 用	イ. SSW 以外の外 部人材	ウ. 貧困 対策に関 する資 向上のた めの教職 員研修	エ. 福祉 担当部局 等と連携 した取組	オ. 福祉 担当部局 と連携し た学習支 援などの 貧困対策 事業の実 施	カ. 就学 援助以外 の義務教 育段階の 保護者の 教育費負 担軽減事 業	キ. 子 供医療費 助成制度	ク. 対象 者への手 厚い支援		ケ. その 他	
	該当団体数	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛媛県	松山市			○																				
愛媛県	今治市			○																				
愛媛県	宇和島市																							基準額の時期を変更
愛媛県	八幡浜市																							基準額の時期を変更
愛媛県	新居浜市																							
愛媛県	西条市			○																				
愛媛県	大洲市																							
愛媛県	伊予市																							
愛媛県	四国中央市																							
愛媛県	西予市																							
愛媛県	東温市																							
愛媛県	上島町																							
愛媛県	久万高原町																							
愛媛県	松前町																							
愛媛県	砥部町																							基準額の時期を変更
愛媛県	内子町																							
愛媛県	伊方町																							
愛媛県	松野町																							
愛媛県	鬼北町																							
愛媛県	喜南町																							
愛媛県	篠山小中学校組合																							